



愛媛大学 防災情報研究センター
教授 木下 誠也

急がれる公共調達制度改革

長らく公共事業の調達に携わり、調達方式のさまざまな改善に関わってきたが、現行の法制度のもとでは取り組みに限界が感じられる。わが国の公共調達制度の歴史的変遷や海外との比較などの研究を重ねるにつれ、根本の問題は、西洋に習ってつくられた明治22年の『会計法』にあると確信するに至った。当時は先進的で欧米の標準型であった公共調達制度が今となっては国際的にも例をみない極めて異様な制度になっており、健全な競争環境を創造できない原因になっている。

としてこれを位置づけた。昭和22年、会計法に準拠して地方公共団体の調達ルールを『地方自治法』に定めた。その後、わが国の公共調達ルールは、低入札防止策を導入するための昭和36年会計法改正、昭和38年地方自治法施行令改正のほかは、大きく変わっていない。

総合評価落札方式による一般競争入札へと大きく転換をはじめた。発注者が関与したいいわゆる「官製談合事件」の続発を受け、平成17年12月には大手ゼネコン4社が「談合決別宣言」をした。それ以降、政府の財政逼迫により公共事業の市場が縮小したこともあって、

ようになってきた。各社が机上の提案にエネルギーを費やし現場の施工力は却って衰えているともいわれている。わが国では「交渉」が認められないため、技術的な対話や交渉を通じた審査によって入札参加者を絞りこむことができず、技術重視の健全な競争環境をつくる

拘束のもとでは、予定価格の設定が市場価格の変動に追従できず、再入札の実施などの事務の増大につながったり、工事完成時期が遅れるなど、さまざまな弊害が生じている。

また、「交渉」が認められないため、随意契約の場合ですら発注者が予定価格を設定して、予定価格を下回るまで何回でも受注者に札入れを繰り返させるという不合理なことを強いる。

変更契約において価格が折り合わない（何度入札しても落札に至らない）場合はどうするのか。工事をストップするのか、工事をストップした場合に被る損害が非常に大きいときはどうするのか。

平成5年頃のゼネコン汚職のスキャンダルに加え、アメリカからの圧力もあって、約90年ぶりの大改革として、平成6年度以降大規模な工事に一般競争入札を適用するようになった。平成17年には「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が公布、施行されたことにより、公共工事の調達は

異常に低い価格で落札する安値受注が目立つようになった。その後、低入札防止策が強化されて過当競争が沈静化したものの、低入札が発生しやすい状況に変わりはない。

品質重視・技術重視の競争の切り札と期待された「総合評価落札方式」についても、最近ではさまざまな問題が指摘される

ことが困難となっている。一方で、東日本大震災の復旧・復興が進められているが、技術者不足や材料不足のために、工事発注を公告しても入札する者がいなかったり、入札者がいても入札価格がいずれも予定価格を上回ってしまい落札に至らないといったケースが続発している。予定価格の上限

約した工事などの「契約変更」の際も同様だ。施工現場の条件が設計と異なるような場合に契約変更が必要だ。このような場合には、価格を含む契約条件を両者が協議して決定するのが合理的だ。

しかし、わが国ではこの場合でも、発注者が予定価格を設定して、予定価格を下回るまで何回でも受注者に札入れを繰り返させるという不合理なことを強いる。

今や西洋の仕組みは、わが国が明治会計法制定時に参考としたものから進化し、大きく異なるものとなっている。一方、わが国では、未だに交渉を認めず、予定価格による落札価格の上限を定めて一般競争入札に付することを原則とするという明治会計法以来の枠組みは変わっていない。これがもたらす問題点が、低入札の激化や入札不調の発生といった形で顕在化するようになった。国会等においても会計法等を見直すべきとの議論が出始めている。さまざまな入札方式を用意し、費用に対する価値であるバリューフォーマネーを高める調達を可能とするよう調達制度を根本から直す時期に来ている。

明治会計法による一般競争入札の導入により、当時、請負業に大混乱を引き起こした。このため、政府は次々と勅令を定め随意契約の適用を拡大した。明治33年には勅令によって指名競争入札を導入し、大正10年には会計法に一般競争入札の例外

品質重視・技術重視の競争の切り札と期待された「総合評価落札方式」についても、最近ではさまざまな問題が指摘される

これは、競争入札で契

そのようなことを想定していないのか。極めて不可解な、世界に例をみない調達ルールとなっている。

今や西洋の仕組みは、わが国が明治会計法制定時に参考としたものから進化し、大きく異なるものとなっている。一方、わが国では、未だに交渉を認めず、予定価格による落札価格の上限を定めて一般競争入札に付することを原則とするという明治会計法以来の枠組みは変わっていない。これがもたらす問題点が、低入札の激化や入札不調の発生といった形で顕在化するようになった。国会等においても会計法等を見直すべきとの議論が出始めている。さまざまな入札方式を用意し、費用に対する価値であるバリューフォーマネーを高める調達を可能とするよう調達制度を根本から直す時期に来ている。

これは、競争入札で契

そのようなことを想定していないのか。極めて不可解な、世界に例をみない調達ルールとなっている。